

⤴ 耐用年数の改正と短縮特例制度

Q : 当社の有する食料品製造業用設備が、改正によって8年から10年になりましたが、耐用年数の短縮制度を使って8年を適用できますか？

A : 耐用年数の短縮事由に該当しなければ、適用できません。

【解説】

耐用年数の短縮は、次の事由に該当する場合において、所轄の国税局長の承認を受けて適用できるものです。

- ① 種類等を同じくする他の減価償却資産の通常の材質等と著しく異なること。
- ② その資産の存する地盤が隆起又は沈下したこと。
- ③ その資産が陳腐化したこと。
- ④ その資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐しよくしたこと。
- ⑤ その資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したこと。
- ⑥ 同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること。
- ⑦ その資産が機械及び装置で、耐用年数省令別表第二に特掲された設備以外のものであること。
- ⑧ その他上記①～⑦に準ずる事由

税制改正による耐用年数の短縮は、上記事由に該当しませんので、8年の耐用年数は使えず、改正後の10年を適用しなければなりません。

